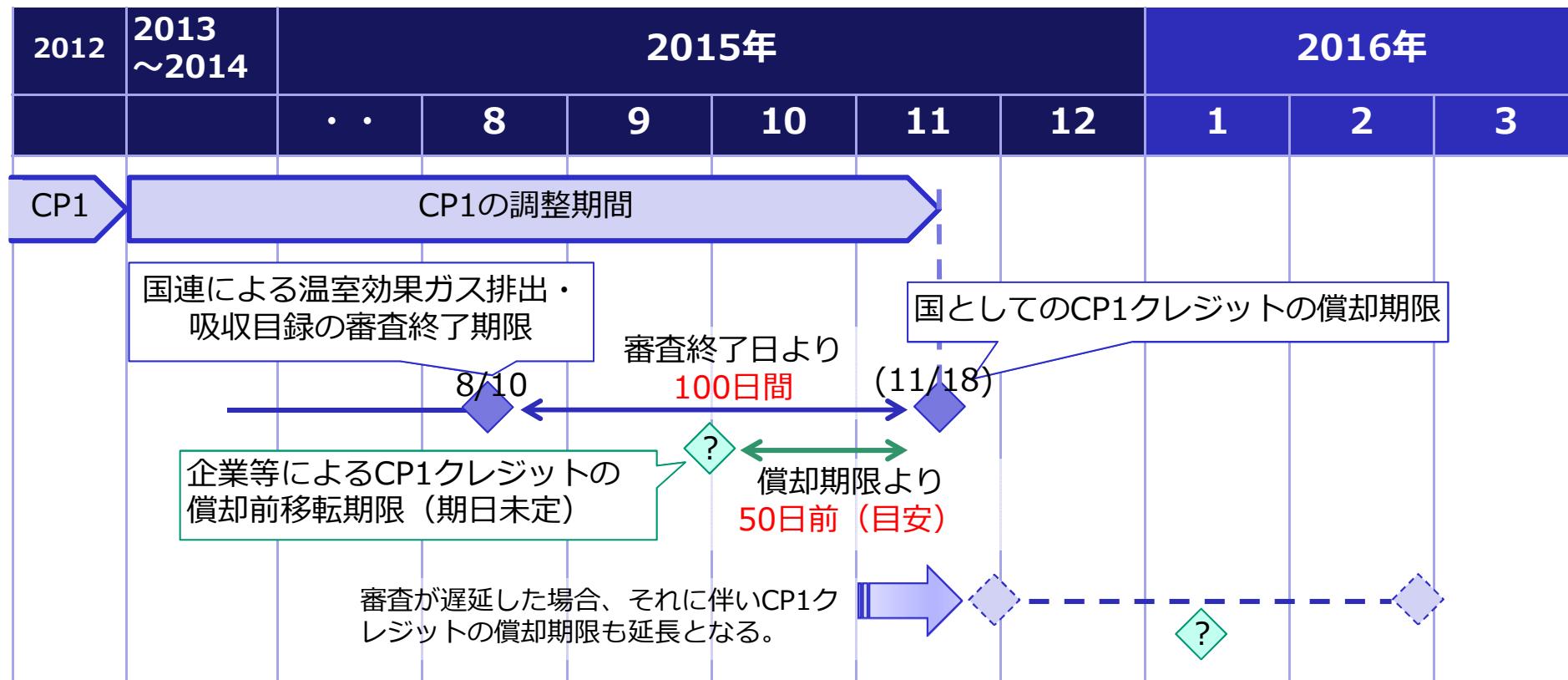


# 第一約束期間の京都メカニズムクレジットの取扱いについて

本資料は、2013年以降、京都議定書第二約束期間（CP2）に参加しない我が国において、特に京都議定書第一約束期間（CP1）用に発行されたクレジット（CP1クレジット）を保有している事業者の皆様に、当該クレジットの取扱いがどのようになるのかについて、これまでの京都メカニズムの運用に関連する国連決定の内容等と、我が国への影響を整理したものです。

平成27年3月  
環境省地球環境局市場メカニズム室  
経済産業省産業技術環境局地球環境連携室

## 1. CP1クレジットの償却期限に関するスケジュール



国としてのCP1クレジットの償却期限（CP1の調整期間終了日）は、国連による2012年（平成24年）の附属書I 国の温室効果ガス排出・吸収目録審査終了日より100日後として設定されており、**審査終了期限は2015年8月10日**と国際決定されています [決定3/CMP10(FCCC/KP/CMP/2014/9/Add.1, p13)参照]。そのため審査が予定通り終了した場合、**国としてのCP1クレジットの償却期限は2015年11月18日**となります。

企業等による国への償却前移転の期限は、国としてのCP1クレジットの償却期限に先立って、日本政府として設定する予定です。その日時については未定ですが、目安としては国としてのCP1クレジットの償却期限の50日前を想定しています。

ただし、国際決定によれば、審査終了が遅延した場合には国としてのCP1クレジットの償却期限も延長されることから、日本政府として設定する上記償却前移転期限も延長する予定です。

## 2. 国別登録簿の法人保有口座に残ったCP1用に発行されたクレジットの取扱い

➤ 現在の国際決定において、CP2に参加する国については、繰越に際しての条件はあります。CP1クレジットをCP2に繰り越すことが可能です。また繰越されず保有口座に残っているCP1クレジットは取消されます。

➤ 一方、CP2に参加しない国（日本を含む）が、CP1クレジットをCP2に繰り越すことが可能かどうかについては、現時点の国際決定において必ずしも明確となっていません。当該取扱については、今後の国際交渉における議論の状況等を踏まえ、日本政府として別途ご案内する予定です。

ただし、繰越されず保有口座に残っているCP1クレジットが取消されることについては、CP2に参加する国と同様です。

➤ なお、CP1の調整期間終了後に、日本の国別登録簿に開設された法人保有口座が閉鎖させることはありません。

※また、国際決定により、現在開設されている法人保有口座にCP2用のCDMクレジットを原始取得することは可能です。

### 3. 新規植林・再植林CDMクレジット(t-CER)の取扱いについて

#### < t-CERを償却前移転する場合>

➤ CP1用に発行されたt-CERを国の管理口座に償却前移転する場合、償却前移転した量を同量の京都メカニズムのクレジットによって補てんしなければなりません。そのため上記に該当する口座保有者は、2020年12月1日までに国の管理口座に当該量の京都メカニズムのクレジットを移転して頂くこと（以降、「補てん前移転」と呼びます）が必要です。

➤ 日本国別登録簿の口座保有者が補てんに使えるクレジットは以下の通りです。

✓ CP1用に発行されたAAU、CER、ERU、RMU又はt-CER (CP1クレジット)

※ただし、CP1クレジットで補てんする場合は前述のとおり日本政府が設定する日本国内の償却前移転期限までに補てん前移転を行っていただく必要があります。

✓ CP2用に発行されたCER又はt-CER (CP2クレジット)

※t-CERで補てんする場合、それと同量のクレジットで再度補てんして頂く必要があります。

ただし、CP2用のt-CERで補てんする場合、当該t-CERの再補てんに係る具体的なルールは未定となっています。

#### < t-CERを取消前移転する場合>

➤ CP1用のt-CERを取消前移転する場合、補てんの義務は生じないため、当該t-CERと同量のクレジットを補てん前移転するといった措置は必要ありません。

#### < t-CERを償却前移転も取消前移転もしない場合>

➤ t-CERは次期約束期間への繰越ができないことが国際決定されているため、CP1用のt-CERを国の管理口座に移転せずに保有し続けた場合、CP1の調整期間を過ぎると取消されることになります。